vol.920

すこやか健保

2025 July 7

Special issue

＼＼ マイナンバーカード関係の更新が本格化 ／／

有効期限通知書に沿って必要な手続きを

健康保険証は昨年12月2日をもって新規発行が終了し、マイナンバーカード（以下、マイナカード）の健康保険証利用（以下、マイナ保険証）を基本とする仕組みへ移行しました。このマイナ保険証の関係で、2つの有効期限があるのをご存じですか。1つは、マイナカードそのものの有効期限、もう1つはマイナ保険証の利用時やマイナポータルへログインする際などに本人確認用として使われる電子証明書の有効期限です。

マイナカードは、発行日から10回目（18歳未満は5回目）の誕生日までが有効期間です。一方、電子証明書の有効期限は年齢を問わず発行日から5回目の誕生日までとなっています。なお、電子証明書の更新をしないと有効期限切れから3カ月間経過後はマイナ保険証として利用できなくなります。

交付開始から10年目にあたる2025年度は、カード自体と電子証明書の更新が必要なマイナカードが全国で合わせて約2800万枚に上るという国などの試算も報じられていますので、より注意が必要です。

更新手続きは、有効期限の2～3カ月前に水色の封筒で有効期限通知書が送られてきます。マイナカード自体の更新は、有効期限通知書に申請書IDのある方は2次元コードを使ったオンライン申請などが活用できます。申請書IDの記載がない方は通知書に同封の案内に沿って必要書類をお持ちの上、お住まいの市区町村窓口で手続きを行ってください。

一方、電子証明書の更新手続きは、有効期間内のマイナカードと有効期限通知書（通知書はなくても手続きは可能）をお持ちの上、お住まいの市区町村窓口で行う必要があります。更新手続きが予約制となっている市区町村もありますので、事前に確認しておくとよいでしょう。

更新手続きの詳細は「マイナンバーカード総合サイト」でも確認できます。

https://www.kojinbango-card.go.jp/card/renewal/

知っておきたい！ 健保のコト vol.74

交通事故でも健康保険は使える？

健保組合の加入者は業務災害以外の疾病、負傷もしくは死亡または出産に関して保険給付を受けることができます。それでは、交通事故など第三者の行為で生じた疾病、負傷はどうでしょうか。結論からいうと健康保険で治療を受けることができます。ただし、次の点に注意が必要です。

交通事故などに遭われて入院や治療を受けた場合、健保組合は組合が負担した金額の範囲内で、事故に遭われた加入者（被害者）が持つ第三者への損害賠償権を代位取得します。したがって健保組合に「第三者行為による傷病届」を提出する必要があります。

また、健保組合は被害者が行う示談の内容を基本として代位取得した損害賠償権を行使し、加害者（加害者の保険会社）に求償（健保組合の損害額の請求）を行いますので、示談の内容が重要になります。不当な示談（損害賠償権の放棄など）を行うと、健保組合が負担した保険給付費（医療費）を被害者に請求することがありますので注意が必要です。示談の内容について健保組合とよく相談する必要があります。

健康保険法では同一事由で既に損害賠償権が行使された場合は、その金額の範囲内で保険給付を行わなくてもよいこととされています。例えば休業補償を加害者（加害者の保険会社）から受けた場合は、同一疾病での傷病手当金は損害賠償として受けた休業補償の金額の範囲内で、支給されなくなります。

健康保険組合連合会 〒107-0052 東京都港区赤坂8-5-26（住友不動産青山ビル西館内）電話 03-3403-0939 2025年7月1日発行 https://www.kenporen.com/